



かわち

平成 3 年 4 月号
成

平成 3 年 4 月 20 日 発行

愛媛県温泉郡川内町・編集 川内町総務課・電話66-2222 有線 2111・印刷 佐川印刷(株)



町の動き (4月1日現在) 男4,922人 (-8) 女5,499人 (+15) 計10,421人 (+7) 世帯数3,231 (-11)

() 内前月比

健康で住みよい・うるおいと安らぎのある町づくりに

総額四十四億一千万円

塩ヶ森「ふるさとの森」整備など

平成三年度
当初予算

平成三年度の当初予算などを審議する三月定例町議会は、三月十三日から二十二日までの十日間にわたって開かれました。

この定例会では、総額四十四億一千万円余りの平成三年度一般会計及び特別会計予算をはじめ、川内町ふるさとづくり推進基金条例の制定など二十二議案等を審議し、いずれも原案どおり可決されました。

当初予算から順を追って概要をお知らせします。

一般会計

平成三年度予算(第一表)の六十八パーセントを占める一般会計は、総額二十九億九千八百万円で前年度に比較して十八パーセント増となっています。

七パーセント、地方交付税が三十四・七パーセントで、全体の六十二・四パーセントを占め、大きな財源となっています。

国、県の支出金は、十六・五パーセントと少ない割合となっていますが、今後補正予算を通じて追加される見込みです。

【歳入】

歳入予算は、町税が二十七・

歳出予算は、目的別では農林水産業費に二十一・六パーセン

【歳出】

トと最も多くの予算が編成され、土木費、総務費、教育費の順となっています。

これらの予算編成にあたっては、経常的な経費はできるだけ抑制し、長期



第1表 平成3年度会計別予算の状況 (単位: 千円)

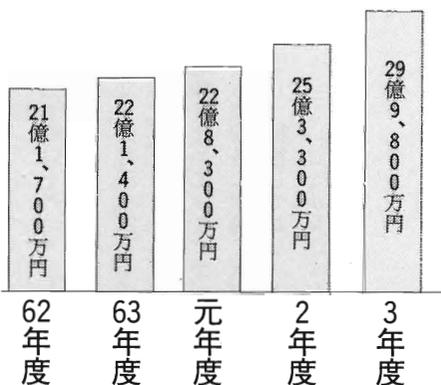
会計別	本年度	前年度	比較	増減率(%)	構成比(%)	繰入金	繰出金
一般会計	2,998,000	2,533,000	465,000	18.4	68.0	142,478	108,841
国保	534,442	552,680	△ 18,238	△ 3.3	12.1	24,300	
老人保健	724,547	689,057	35,490	5.2	16.4	36,540	4
簡易水道	153,800	138,200	15,600	11.3	3.5	48,000	
合計	4,410,789	3,912,937	497,852	12.7	100.0	251,318	108,845



滑川コミュニティ広場に生まれ変わるごみ焼却場跡

的展望にたつた健康で住みよい環境づくり、うるおいと安らぎのある町づくりのために経費を重点的に配分し、「人と緑の活動タウンかわうち」の実現を積極的に推進する内容となっています。主なものは下表のとおりです。

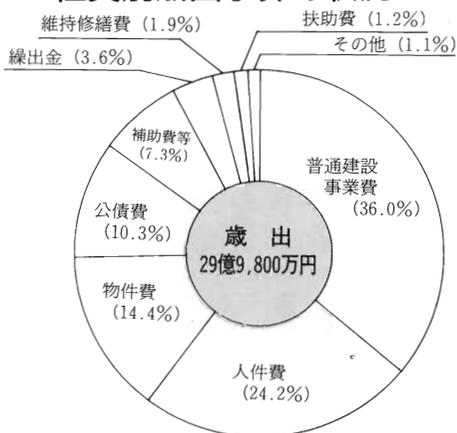
当初予算の推移



性質別歳入予算の状況 29億9,800万円

自主財源		依存財源	
町税 (27.7%)	8億2,900万4千円	地方譲与税 (1.8%)	5,600万円
分担金及び負担金 (2.9%)	8,591万5千円	利子割交付金 (0.8%)	2,500万円
使用料及び手数料 (2.0%)	5,879万7千円	ゴルフ場利用税交付金 (0.7%)	2,100万円
財産収入 (1.1%)	3,433万1千円	自動車取得税交付金 (0.9%)	2,700万円
寄付金 (0.0%)	37万5千円	地方交付税 (34.7%)	10億4,000万円
繰入金 (4.7%)	1億4,247万8千円	交通安全対策特別交付金 (0.1%)	200万円
繰越金 (0.4%)	1,075万1千円	国庫支出金 (3.7%)	1億1,130万8千円
諸収入 (1.7%)	5,104万3千円	県支出金 (12.8%)	3億8,369万8千円
		町債 (4.0%)	1億1,930万円

性質別歳出予算の状況



目的別歳出予算の状況 29億9,800万円

農林水産業費 6億4,779万8千円 (21.6%)	衛生費 2億6,273万8千円 (8.8%)	民生費 2億9,392万8千円 (9.8%)	総務費 3億7,821万1千円 (12.6%)	議会費ほか 1億6万9千円 (3.3%)
公債費 3億866万9千円 (10.3%)	教育費 3億1,807万9千円 (10.6%)	消防費 1億2,752万7千円 (4.3%)	土木費 3億8,593万5千円 (12.9%)	商工費 1億7,504万6千円 (5.8%)

一般会計

平成3年度主な事業 (普通建設事業)

○茶堂東中村線改良工事	2,100 万円
○圃場整備事業 (農道含)	3 億 1,551 万円
○林道整備事業	4,107 万円
○天神鳥の子線、西中村西組線	8,430 万円
○消防ポンプ自動車購入ほか	2,197 万 2 千円
○行政無線設備更新工事	882 万 4 千円
○直営林整備事業	484 万 7 千円
○滑川コミュニティ広場整備	1,223 万円
○町西部児童公園便所建築	480 万円
○有線放送施設工事	650 万円
○保育所施設工事	60 万 5 千円
○清掃センター施設工事	3,739 万 5 千円
○カントリーエレベーター設置事業補助金	4,310 万 1 千円
○高速自動車道周辺整備対策事業	6,950 万円
○土地改良事業補助金	1,372 万円
○農林業地域改善対策事業	699 万 5 千円
○観光費工事請負費	460 万円
○塩ヶ森[ふるさと]の森]整備管理費	1 億 5,718 万 5 千円
○道路橋梁新設改良事業	1 億 7,615 万円
○公営住宅費	249 万 6 千円
○茶堂公園補修整備工事	200 万円
○都市下水道整備	960 万円
○教育施設 (幼・小・中) 整備事業	2,407 万 6 千円
○勤労者体育センター整備	480 万円
○災害復旧費	746 万 5 千円
○その他事業 (9 件)	642 万 9 千円

国民健康保険 特別会計

主として自営業の人などが加入している国保会計は、第一表のとおり、総額五億三千四百四十四万二千円が昨年より三・三パーセントの減額予算で、これは近年被保険者数が減少したことや高額医療費などが安定して推移していることによるもので、このまま医療費が推移した場合には、今後大きな補正もないことが見込まれています。

老人保健 特別会計

七十歳以上のおとしよりが加入しているこの会計は、総額七億二千四百五十四万七千円、昨年より三千五百四十九万円の増額となっていますが、この会計も検診等の影響で医療費が安定して推移しており、大きな変化もないことが見込まれています。

簡易水道 特別会計

町内の大部分の家庭に安定的に飲料水を供給しているこの会計の予算は、総額一億五千三百八十万円で昨年より一千五百六十万円の増額です。これは、国道バイパス・四国縦貫自動車道工事に伴う支障移転工事費と、水源地の異常事態を通報する警報装置設置費などによるものです。

一方飲料水は、最近の生活様

式の変化や人口増により、年に十パーセントの伸びをみており、限りある水資源確保も緊急の課題ですが、各家庭における節水対策も今後の課題といえるでしょう。

議案

川内町ふるさとづくり 推進基金条例

町と住民がふるさとの特性を活かした個性と魅力あるふるさとづくりを推進するため、国の財政措置に基づき川内町ふるさとづくり推進基金 (一億円) が設置されました。

川内町営住宅管理条例の一部を 改正する条例

公営住宅法の一部が改正され、入居者の収入基準額の引き上げられたことに伴う条例の改正で、四月から施行されます。

職員の特殊勤務手当に関する条 例の一部を改正する条例

清掃センターにおいて、廃棄物の処理業務に従事する職員に、月額四千五百円を超えない

範囲で手当を支給するよう改正されました。

川内町職員定数条例の一部を改正する条例
町長部局と教育委員会の職員数の調整を行うため、職員定数条例が改正されました。

各部局の定数は、次のとおりです。

任命権者別定数調

部局	現	行	改	正	増	減
町長部局	86		90		4	
議会	2		2			
選挙管理委員会	1		1			
農業委員会	2		2			
小計	91		95		4	
教育委員会	35		31		△4	
合計	126		126			

川内町課設置条例の一部を改正する条例

生活様式の変化による急激な水需要の増大と施設の老朽化対策及び、下水道業務の円滑な促進をはかるため、水道課が設置されました。又、地域開発課が



整備がすすむ塩ヶ森「ふるさとの森」

建設課に、産業振興課が産業課に、改められました。
 第三期山村振興農林漁業対策事業
 業板屋ノ子地区圃場整備工事請負変更契約の締結
 板屋ノ子地区圃場整備工事に床版橋二箇所を追加したため、変更契約を行いました。
 平成元年度地方改善施設整備事業
 市場吉久線道路改良第一工区
 工事請負変更契約の締結
 市場吉久線道路改良第一工区

工事の請負契約に減額が生じたため、変更契約を行いました。
 平成元年度地方改善施設整備事業
 市場吉久線道路改良第二工区
 工事請負変更契約の締結
 市場吉久線道路改良第二工区
 工事の請負契約に増額が生じたため、変更契約を行いました。
 平成二年度地方改善施設整備事業
 市場吉久線道路改良第一工区
 工事請負契約の締結
 市場吉久線道路改良第一工区

幅員	六メートル	幅員	六メートル
延長	四百二十メートル	延長	六メートル
契約金額	五千二百五十万円	延長	四百四十九・三メートル
平成二年度地方改善施設整備事業市場吉久線道路改良第二工区工事請負契約の締結		契約金額	一億九百八十八万円
事業量		町道路線の認定及び廃止について	
幅員		町道路線を再編成するため、西中村西組線ほか十六路線を認定し、曲里線ほか九路線を廃止しました。	

六メートル
 延長 二百七十五メートル
 契約金額 二千六百六十七万七千円
 平成二年度地方改善施設整備事業市場吉久線道路改良第三工区工事請負契約の締結

事業量
 幅員 六メートル
 延長 四百四十九・三メートル
 契約金額 一億九百八十八万円
 町道路線の認定及び廃止について

町道路線を再編成するため、西中村西組線ほか十六路線を認定し、曲里線ほか九路線を廃止しました。
 川内町教育委員会委員の任命同意
 森房義委員の辞任に伴い、後に河之内音田の佐伯清明氏の



新しく配備予定の消防ポンプ自動車

- ▽老人保健特別会計繰出金 一千二百七十九万九千円
- ▽一般会計(第四号)
- ▽老人保健特別会計繰出金 一千二百七十九万九千円
- ▽総合運動公園建設基金 一億四千六百二十五万円
- ▽町債管理基金 二千九百四十四万九千円
- ▽教育施設整備基金 一億円
- ▽ふるさとづくり推進基金 一億円
- ▽財政調整基金 二億六千五百万円
- ▽国民健康保険特別会計(第二号) 三億円
- ▽財政調整基金 五千三百万円
- ▽老人保健特別会計(第二号) 七千三百万円
- ▽医療給付費 二十万円
- ▽簡易水道施設費
- ▽簡易水道特別会計(第四号)

補正予算

任命に同意しました。
 人権擁護委員候補者の推薦について
 高須賀鶴男氏が、五月三十一日をもって任期満了となるため、続いて高須賀氏を人権擁護委員候補者として推薦したものです。

このほか、陳情一件、報告二件が提案され、それぞれ趣旨採択又は承認されました。

補正予算は平成二年度の最終補正で、国や県の補助事業費の

確定による調整と、好調景気持続の中で地方交付税の財政措置等により、これを財源として目的基金への積立て等が主なもの、概要は次のとおりです。

二十万円

川内の民話

その (33)

土谷物語

- お頭中島七兵衛翁
- 重五郎さんの桜
- コド峠東側のお地藏さん
- 「ハメガシラ」の古戦場

ふるさとの記録より

お頭中島七兵衛翁

土谷には農業用溜池が、
ジュル谷、七郎ヶ谷、仙道



中島七兵衛翁が築いた仙道休の池

休、と三か所ある。いづれも

土谷のお頭(現在の部落長)中島七兵衛翁(屋号茶七・文政頃の人)の築堤である。なお、一か所、今のバス停二子松、前小谷に、築堤の構想があつたがこれは未着手に終わった。人々は「茶七のおじさんの造つた池」と言つて遺徳をしのんでいる。

重五郎

さんの桜

土谷重五郎さんは旧国道開通後、初代の道路工夫を勤めた人であつて、今は殆ど枯れてしまつて余り残っていないが、旧国道松皮峠前後の道端の大きな桜の木は、重五郎さんが植えたものだといふ。

コド峠東側の

お地藏さん

「ハメガシラ」

の古戦場

土谷旧街道コド峠を東へ二百メートル程下ると、道端に一基のお地藏様がお祀りしてある。文政の頃阿波の国(徳島県)の藍商人が集金の帰途、ここで強盗に襲われたことがあつた。危うく難は免れたものの、こ

こは、危ないところであるといふのでその後、阿波商人たちはここに地藏尊を安置して旅人たちの安穩を祈つたといふ。

落出のトンネルから左へ旧国道を行くと、三方を川で囲まれた岬のよう

なところへ出る。岬の頭に似ているので人々は「ハメガシラ」と呼んでいる。昔ここに小城か砦が築かれていて「ハメガシラ城」または「亀甲城」と呼ばれていた。対岸の丸山の砦、と交戦し、無



コド峠のお地藏さん

三方を中山川に囲まれたハメガシラ城跡



惨にも敗退した。それ以来夜な夜な首無し馬が徘徊する等と伝えられる。今は無いが川岸の竹藪は「いらすの藪」と呼ばれて人々は近づかなかつた。道端に小さなほこらが祀られている。

みんなの幸せを

願って

教育委員会

同和对策事業

特別措置法について

昭和四十年八月十一日、同和对策審議会は、「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申しました。

答申はその前文の中で、部落問題をつぎのようにとらえています。

「同和問題は、人類不遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された、基本的人権にかかわる課題である。

したがってこれを未解決に放置することは、断じて許されないことであり、その早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題である。」

このように行政の責任を明らかにし、国民すべてにかかわる

問題ととらえたことは、大きな進歩であり、重要なことです。

これを受けて、昭和四十四年七月十日、同和对策事業特別措置法が制定され、同日付で、公布施行されることになりました。

この特別措置法は、「同和对策事業の目標を明らかにするとともに、同和地区における経済力の培養、住民の生活の安定および福祉の向上等に寄与すること」を目的としたものです。

具体的には

(1) 生活環境の改善

部落差別の結果対象地域の環境は、よくない状態のまま置かれてきました。そこで住宅の建設を中心に、道路、下水水路の整備、道路体系の確立などの対策が進められてきました。

(2) 福祉、保健に対する対策

対象地域では差別の結果、以

前は不安定な職業についている人が多かったのです。

そのため、生活保護率が高く、ことに高年令の人の健康状態は、よいとは言えませんでした。そこで、児童福祉、老人福祉などの対策が進められてきました。

(3) 産業、職業に関する対策

部落差別により、対象地域住民の職業選択の自由は大きく侵害され、そのことが対象地域のあらゆる生活面に低位な実態としてあらわれてきました。

これを改善するために、就職の機会均等を保障し、広く一般産業への雇用を促進するため、職業訓練など就業の安定の諸対策が進められてきました。

その他、教育や、人権擁護に関する対策などの方策が進められてきました。

この法律は三ヶ年延長されましたが、完全解放まで至らず、昭和五十七年四月一日から、「地域改善対策特別措置法」に受け継がれました。

この法律では「同和」という名称が無くなりました。それは、同和对策事業が同和地区の

人々や一部の関係者だけのものであるという、誤った受けとめ方を正したり、また、同和地区の生活環境等の改善を中心としながらも、周辺地域との調和を図ろうとしたからでした。

「同対法」以後十八年間の同和对策事業により、人々に偏見

憲法週間を 迎えて

一、五月三日は、憲法記念日です。全国の裁判所では、毎年、憲法記念日を中心とする五月一日から七日までの一週間を憲法週間とし、法務省や日本弁護士連合会の協力を得て、講演会等の各種行事を行っています。

二、民主主義を基調とする日本国憲法は、法の支配の原則を採用しています。

民主主義は、本質的には、個人の尊厳の確保、個人の自由と平等の保障などを目標としているといわれており、日本国憲法も基本的人権を広く保障しています。ただし、個人の権利が保障されているからといって他人の権利との共存も図らなければなりません。

や差別感を与えていた生活環境等は大きく改善されました。そのため同和地区の人々に対する差別意識も弱められ、同和地区内外の住民による交流も広がってきました。

民主主義の下における個人の権利は、法によって他人や国家権力による不当な侵害から保護されると同時に、公共の福祉等の要請によりその限界が画され、権利の共存が図られているのです。

このように、法によって国民の基本的人権を擁護し、社会秩序を確立することを法の支配といい、これは、民主主義国家において欠くことのできない重要なものなのです。

三、裁判所は、憲法の番人として、憲法や法律に従った公平な裁判をすることで、国民の基本的人権を守り、正義を実現し、法の支配を維持する役割を果たしてきました。

しかし、民主主義国家における法の支配を支えるについて、最も重要なのは、国民一人一人が自ら法を守るといふ姿勢ではないでしょうか。

婦人会 だより

作法教室終了式

川内町婦人会現代作法教室第一回終了式が、三月十六日に行われました。

午前中に有志が集まり、手料理を作りました。午後一時から終了式。その後、立食パーティーを計画し、立食パーティーのマネーを指導していただきながら楽しみました。

乾杯の仕方、お皿の持ち方、お皿への料理の取り方、お箸の持ち方、歩き方など、ちよつとした気くばりで周囲の人々に気持ちよく接する事の出来るマネーを教えてくださいました。以前にも婦人会だよりでご紹介したと思いますが、相手の気持ちを考えて、相手に気持ちよく接していく行動がマネーである事、又、ちよつとした心づかいの動作が美しく見える秘訣であ



現代作法教室第一回終了式

る事を改めて勉強しました。「少しは上品になったかしら。」「物事に直面した時、先生に教えて頂いた事を思い出して、自信を持って行動出来るようになりました。」

「もう一年、勉強したい。」

「成人式の時、きれいな毛のシヨールを着けたまま、式に臨んでいたが、あれは、やはりシヨールを取って式に参列すべ

きではないかしら。」「こんなマネーは、幼稚園や小学生の頃から教えたいね。」「日常の生活の中で疑問に思っている事を、今後も皆んなで考えていきましょう。」

等々の会話が盛り会でした。

先生は、「私達は女であるという個性を生かしながら……。」と話されます。

この教室に参加した五十八名は、井関智子先生の魅力に引かれ、先生の美しい立ち居、ふるまいのとりこになってしまい、第二回終了式を目指して、もう一年間教室を続ける事にしました。

新しく、この教室に参加希望される方、大歓迎致します。月二回、土曜日の午後一時から中央公民館で学習しています。ご希望の方は、婦人会役員か、教育委員会までご連絡下さい。

作法カルタの中から

座つてる
人に渡すは
座るもの
渡す時には
その手よく見よ
(座っている人には控って渡そう)

(口紅を付けないように注意)

茶わんなど
口紅をとれ
付けば拭け
手のフリームも
また注意せよ

手渡しは
相手が持つを
確認し
渡した方が
下がり礼する
(相手が持つてから手を放そう)

ゴミ問題コーナー
先日、清掃センターへ行き、昨日燃したと言う炉の中に、ごろごろと転がっている焼けただれたジュース缶を一個頂いて帰りました。計算によると、アルミのジュース缶一個を炉に入れないで、金物の収集日に出すと、リサイクルされます。新しいアルミ缶一個作るのと、リサイクルされるアルミ缶とを比べると家庭の四十ワットの電灯でなんと十時間と三十六分間、電気がつくのだそうです。各家庭に焼ける物・金物・ガラス類の三つの入れ物を用意し、焼けるゴミの中へジュース缶やビン類が混ざらぬようにしたいものです。

学校教職員の異動



新しく着任された先生方

離任の先生方 お世話になりました

○退職

川上小学校

教 頭 上 甲 修

東谷小学校

校 長 橋本 矩之

川内中学校

教 諭 宮内 美幸

教 諭 桑原 行代

○転出

川上小学校

教 諭 渡部万須美

事務職員 稲田加代子

(荏原小学校へ)

東谷小学校

事務職員 土居 仁志

西谷小学校

校 長 相原 俊雄

教 頭 明星 方夫

(教育センターへ)

教 諭 門田美保子

(南吉井小学校へ)

川内中学校

校 長 直野 大蔵

(城西中学校へ)

教 頭 平松 則重

(津和地小学校へ)

教 諭 中平 葉子

(二本松小学校へ)

教 諭 松木 史郎

(小野中学校へ)

教 諭 加野 淳一

(港南中学校へ)

教 諭 正岡 洋介

(怒和中学校へ)

教育委員会

教 諭 石川 史朗

(雄新中学校へ)

着任の先生方

よろしく

お願いします

○転入

川上小学校

教 頭 近藤 駿一

(天谷小学校より)

教 諭 和田喜久美

(浮穴小学校より)

教 諭 大西 恵子

(北吉井小学校より)

教 諭 葛原 裕美

(吉田小学校より)

教 諭 元山 直美

(新任)

教 諭 大西 美香

教 諭 (新) 笠井 貴子

(新任)

事務職員 豊田 康二

(北山崎小学校より)

東谷小学校

校 長 宮内 久司

(教育センターより)

事務職員 村上 裕子

(佐島小学校より)

西谷小学校

校 長 村上 伸二

(余土小学校より)

教 頭 井門 正善

(洪草小学校より)

教 諭 本田 知嗣

(荏原小学校より)

川内中学校

校 長 神山 朋也

(睦月中学校より)

教 頭 大森 理

(久谷中学校より)

教 諭 川上 斉睦

(素鷲小学校より)

教 諭 近藤 陵二

(河北中学校より)

教 諭 田井 公子

(中島東小学校より)

教 諭 福島 裕美

(新任)



3/19三恵ホーム身体障害者療護施設に郵便ポスト
お目見え

施設入所者が、いつでも自由に利用できるよ
うにと、このほど郵政省が愛のある郵政行政推
進の一環として設置したポストのテープカット
が19日行われました。

カメラ レポート



3/24 福祉祭

体育協会主催による福祉祭が、24日
川中で行われチャリティーソフトボ
ール、チャリティーバザーによる募金
181,513円がこのほど社会福祉協議会
に寄付されました。



民生児童委員名

日 浦 徳 吉 永 野 保 免 惣田谷下 井内上 九 騎 下 仲 屋 土 谷 三 軒 屋

近藤 静馬 佐伯小寿枝 近藤 和子 北條 眞平 大野 義明 大野 鎮雄 今井 時芳 渡部 筒見 國廣サチコ 橋本 矩久

横 灘 宮 東 原 沖 下 海 上 市 上 古 市 中 之 町 下 沖 板 戸 茶 堂 八 幡

仙波 繁子 高岡 繁子 高須賀英隆 桐山 正 渡部 薫明 佐々木岩雄 渡部 早子 渡部トミカ 新 君子 門田伊都子 菅野 修

5/12 民生委員の日

5/12-18

民生委員・児童委員活動強化週間

ちよつとした一言が支えになったり、

安心に結びついたり、

親身になっていただくことがお役にたつたら

私たちがとってもうれしい。

笑顔でがんばりたい、

私たちは、民生委員・児童委員です。

いつでも、なんでもご相談ください。



4/10 中学校新入生(119名)を対象とした自転車教室



都市型公園としてこのほど完成した南方東公園



落出隧道出口に設置された桜三里(中山越)案内図

桜三里のゆらい

「桜三里を夜で越す時にゃ親にゃ是非ない妻恋し」と唄って交通の難所と言われた…。



4/8 小学校入学式

川上	107名	
東谷	14名	
西谷	14名	計135名

4/11幼稚園入園式 4歳児

川上	52名	
東谷	8名	
西谷	10名	計 70名

※入会ご希望の方、又は、詳しく知りたい方は、直接会場において下さい。

度 月額 千円〜二千円程

(会費)

ター

川内町勤労者体育セン

(場所)

三十分〜三時の間

(日時)

毎週水曜日 午後一時

親切にねいに指導。

金村 紀子 先生が

連盟の

健康になりたい方、もっと健康になりたい方、そんなあなたをお待ちしています。どなたでも、自由に入会できます。「ヨーガは、むずかしいのでは」という心配はご無用。自分の体に合ったヨーガ術を、日本ヨーガ会、愛婦ヨーガ

川内町ヨーガ健康会

誕生!

サークル紹介 川内町ヨーガ健康会



赤十字社員増強 キャンペーンについて

一戸に一人は、赤十字社員を！
皆さんには、平素から赤十字
事業に対し、深いご理解とご支
援をいただき、厚くお礼申し上
げます。

日本赤十字社は、世界各国の
赤十字社と手をつなぎ人々の幸
福と世界平和のためさまざま
活動を行っています。
この赤十字の活動は、皆さん
方から寄せられた浄財によって

進められてお

り、赤十字では
その使命を達成
するため、本年
も五月を中心に

「赤十字社員増
強キャンペーン」を展開いた
しますので、
何卒皆さん方の温かいご協力を
お願いします。

社費 五百円

社会福祉協議会だより

― 善意のご寄付に感謝 ―

平成二年度まごころ銀行に、
社会福祉事業に役立ててほしい
と十六件百五十九万六千八十円
にも上る善意のご寄付をいただ
きました。

この寄付は、川内町の福祉を
推進するための費用として有効

に活用させて頂きます。

紙面をお借りして、ご芳志に対
し厚くお礼申し上げます。

(敬称略・順不同)
甘井 清務 (井内中)
川内町さつき愛好会

高須賀良之 (永野)

参考、2年度赤十字社員増強運動期間中実績額 川内分区分

目標額	一般社資		実績額	
	法	人	法	人
	920,000	97,000	1,108,300	287,000

川内町建設業者組合
夏まつり実行委員会

大野 義明 (惣田谷下)

天理教川上教会

高岡 正明 (永野)

山本 典二 (茶堂)

仲よし母親クラブ

高須賀悦男 (徳吉)

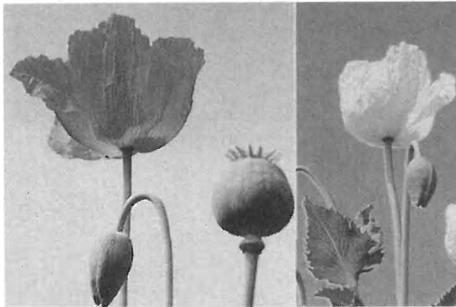
老人ホームガリラヤ荘

近藤 忠憲 (問屋)

松本 誠人 (中之町)

菅野 清志 (原沖)

高須賀 仁 (板戸)



植えてはいけない けしをご存じですか

松山中央保健所

野や山にきれいな花の咲く季
節になりましたが、皆さんの庭
先などに「大麻」や「植えては
いけないけし」を栽培したり、
自生していませんか。それら
は、法律によって、許可なくみ
だりに植えることが禁止され
ています。

●植えてはいけないけし

・見た目にただけしい感じ

・草丈は、比較的高い
(1m)~(1.5m)

・葉や茎にはほとんど毛が無
い

・葉や茎は、ろうがかつた白
緑色をしている

・葉は、太い茎を半ば抱くよ
うな形でついている。

☆花の色や花びらの数では区別
できません。

●近所で「大麻」や「けし」
を発見した場合や、「大麻」や「け
し」について、わからない点が
ありましたら、遠慮なく保健所
へお問い合わせください。

松山中央保健所

松山市北持田町一三二

TEL 四一―一一一

内線 二六一

●植えてよいけし

・全体に弱々しい感じ

・草丈は、比較的低い
(40cm)~(100cm)

・葉や茎の表面に粗い毛が生
えている

・葉は、あざやかな緑色をし
ている。

栄養学級の 受講者募集!

自分の健康、家族の健康に自信がありますか? 食生活を改善すると成人病とガンの大部分が予防できます。おいしくて体によい食事のしかたを学習しませんか。

一、日程・時間・内容

日	程	講 9:30	義 10:30	調理実習及び試食 13:00
1	5月28日(火)	開講式・オリエンテーション		バランス食
2	6月20日(木)	食品と台所の衛生		
3	8月1日(木)	健康づくりと栄養		
4	9月3日(火)	栄養の基礎知識		
5	10月22日(火)	栄養養生学		
6	11月22日(金)	調理の科学		
7	12月10日(火)	成人病予防		
8	1月21日(火)	献立作成		
9	2月25日(火)	修了式		

2回目以後の調理実習は参加者の希望により内容を決定します。

二、場所

健康センター

開講日九回のうち七回以上参加した人を修了者とし、修了証書を授与します。

四、費用

調理実習のみ個人負担(一回五百円程度)

五、申込み

五月二十日までに健康センターまでお申込みください。

食事のこと栄養のこと

女性に頼りきっていませんか?

男の人のための栄養学級

一、日時 六月十一日(火) 九時三十分

〜十三時

二、場所

健康センター

三、内容

「バランスのとれた食事について」

四、申込み

六月五日までに健康センターまでお申込みください。

温泉と サウナを考える

健康情報シリーズ④

温泉にはいるとき

注意したいこと

温泉浴はかなりのエネルギーを消費します。長旅のあとなどで、からだが疲れているときは、しばらく休息してから入るようにします。食事、飲酒の直後や空腹時の入浴も避けま

す。からだを温泉に慣らすため、十分にかかり湯を流してから、ゆっくりと浴槽に入ります。



入浴回数は、多くても一日四回までとします。高齢者、乳幼児、からだの弱い人は、一日二回が限度です。それ以上入ると、食欲不振、だるさ、めまい、悪寒、不眠などをおこすことがあります。昔は温泉の効きめがある証拠だと思われていたが、このような症状を「湯あたり」といい、からだからの警告

入浴中の姿勢

浴槽の縁を枕に、水の浮力を利用して、のびのびと浮いた姿勢で入ります。これで、胸などにかかる水圧の影響を軽くできます。入浴中、からだの一部分を動かすのも、筋力を高める効果があります。

入浴後に注意したいこと

入浴後、からだを石けんで洗ったり、真水で流すのは、せっかく肌について温泉成分を洗い落とすこととなります。皮膚についた成分は徐々に体内に浸入していくので、軽く水滴をぬぐう程度にします。

入浴後は休息が必要です。健康な人でも、温泉入浴でおこった生理的変化が、もとの状態にもどるのにかなりの時間がかかることとされています。

入浴回数と 入浴時間について

健康な人でも一日四回が限度

熱めるときは短時間で、ぬるめの湯にはゆっくりと

温泉の湯が高温であるほど短時間にし、低温のときは長くします。いずれの場合も、汗が流れ出したり、動悸が激しくなる

子どもは いつも主人公 応援します

児童手当



児童手当とは

児童手当は、国・県・町と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当をつけられる人

義務教育就学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育している方で収入が一定の額未満の場合に支給されます。なお、自分のお子さんでなくても、その児童を監護し、一定の生計関係があれば受給できる場合があります。

特例給付とは

一人につき 月額五千円が義務教育就学まで支給されます。なお、二月、六月、十月にそれぞれ前月までの手当が支給されることとなっています。

特例給付は、昭和六十一年六月から平成三年五月までの間、児童手当の役割を補完するためのもので、児童手当の所得要件に該当しないため、児童手当を受けられない被用者または公務員のうち、収入が一定の額未満の方に全額事業主の負担により支給されます。

特例給付の額

特例給付の額は、児童手当の場合と同じです。

児童手当や特例給付の受給資格があると思われる方で、まだ手当の支給を受けていない方は役場福祉課（公務員の方は勤務先）へ申請の手続きをして下さい。

児童手当の額

児童手当は、
二番目の児童には、
月額 二千五百円
三番目以降の児童には、

税 のおはなし

税務署の処分について

不服のとき

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならぬ人が申告しなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定や差押えなどの処分を行います。

このような処分に
不服のあるときは、

まず、税務署に
異議の申立てを：

税務署に、処分の通知を受けた日の翌日から二か月以内に「異議申立て」をしてください。税務署では、その処分が正しかったかどうか、あらためて見直しを行い、その結果を納税者に通知します（異議決定）。

①異議申立て
(更正・決定から2か月以内)



②異議決定



⑤訴訟
(裁決から3か月以内)



③審査請求
(異議決定から1か月以内)



④裁決



なお不服があるときは審査請求を……。

異議決定を受けたが、なお処分不服があるときは、異議決定の通知を受けた日の翌日から一か月以内に、国税不服審判所に「審査請求」をしてください。

国税不服審判所では、審査請求人の不服の内容を中心に審査し、その結果を通知します（裁決）。

（注）青色申告をしている方は、異議申立てをしないで、直接、国税不服審判所に審査請求をすることができます。

国税不服審判所とは……

国税不服審判所は、納税者の正しい権利・利益を救済することを目的とした、税務署や国税局から独立した別個の機関です。

なお、審査請求人に不利益となるような処分の変更をするとはありません。

さらに不服があるときは……

国税不服審判所の裁決を受け

たが、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日から三か月以内に裁判所に訴訟を起こすことができます。

**納税は便利な
振替納税制度を**

町税等の便利な納税方法として振替納税制度があります。これは、銀行、農協などの預金口座からの振替によって、納税することができます。

この制度をご利用される方は、預金先の金融機関の窓口へ、届出ている印鑑を持って手続きをしていただくと、手続きを行った翌月分より振替納付が出来ます。

- 口座振替の出来る金融機関は次のとおりです。
- 伊予銀行 川内支店
- 愛媛銀行 見奈良支店
- 愛媛信用金庫 横河原支店
- 川上農業協同組合
- 三内農業協同組合

**年金
あれこれ**

年金手帳を大切にしましょう。

年金手帳は、厚生年金、国民年金にはじめて加入したときに交付されます。

年金手帳には、加入制度ごとにあなただけの記号・番号が記載されており、年金の加入記録はこの記号番号ですべて管理されています。

勤め先が変わった場合でも、最初に交付された年金手帳を新しい勤務先に提出し、一生の間一冊の年金手帳を使用することとなります。

年金手帳を二冊以上持っているときやなくしたとき、氏名が変わったときには手続きが必要です。年金を受けるまでは、一冊の年金手帳を大切にしましょう。

戸籍の窓

（三月分受付 敬称略）

お誕生おめでと〜ございます

住所	保護者	続柄	名前	生年月日
板戸	横川俊夫	二男	祐二	3・2・27
下沖	渡部哲典	長男	耕士	3・2・21
下沖	渡部賢治	二男	祥平	3・3・1
西古市	梅崎博之	長女	綾香	3・3・15

ごめい福をお祈りいたします。

住所	氏名	年齢	世帯主	死亡年月日
茶堂	相原雪松	80	相原雪松	3・3・2
竹之鼻	高須賀幸	62	高須賀幸	3・3・6
齊院之木	東和五郎	90	東健二	3・3・6
小坂	渡部安太郎	79	渡部省三	3・3・12
板戸	高須賀傳	73	高須賀傳	3・3・10
則之内	宇高タネヨ	92	宇高義晴	3・3・15
吉久	相原計	71	相原計	3・3・18
井内上	東イチ	87	東一止	3・3・18
曲里	和田茂	77	和田茂	3・3・27
三軒屋	仙波サカエ	80	仙波サカエ	3・3・28
音田	中川鐵市	82	中川鐵市	3・3・29
原	高須賀鉄次郎	93	高須賀鉄次郎	3・3・29
井内西	菅野キヨミ	92	菅野喜市	3・3・30

文芸

表川吟社

三月例会 蝸谷選

夫へ渡す靴べら硬き余寒かな

菅野 美岬

春筍の息確かむる鎌の先

大石 美紗

母と子の話の弾む土筆かな

田中 笹子

春愁や温泉の外は山と川

渡部 栄樹

造成地野にかえりけりつくしん

樋口 史子

それとなくひと待ちにけり半仙

戒能 多喜

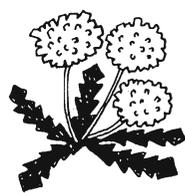
菜の花や駅伝コースの折り返し
松田 次生
土筆摘み昔の我にふつと返る
大下 典子

磯釣の指先痛き余寒かな

池川 蝸谷



シヤクナゲ



5月健康センターだより	
7日(火)	三種混合予防接種 (センター)
8日(水)	健康教育 (センター)
10日(金)	こころの健康相談 (センター)
〃	成人健康相談 (センター)
14日(火)	ポリオ生ワクチン投与 (センター)
16日(木)	歯科検診フッ素サホライド塗布 (センター)
20日(月)	滑川健康相談 (海上・九騎生活改善センター)
23日(木)	胃・子宮・大腸・乳がん検診(センター)
24日(金)	胃・子宮・大腸・乳がん検診(センター)
27日(月)	3歳児健康診査 (センター)
28日(火)	栄養学級 (センター)
30日(木)	育児相談 (センター)
31日(金)	三種混合予防接種 (センター)
毎月曜日	不用犬買上げ
毎水曜日	健康相談、栄養相談 妊婦健康相談・母子手帳交付(センター) 機能回復訓練事業 (ガリラヤ荘)
当番医	
3日(金)	泉内科 (南方) 66-2226
4日(土)	辻井内科 (田窪) 64-0013
5日(日)	西村医院 (志津川) 64-2461
6日(月)	友愛内科小児科 (水泥町) 76-6262
12日(日)	北上整形外科 (平井町) 75-3753
19日(日)	永山内科 (北梅本町) 76-1788
26日(日)	国立療養所愛媛病院(横河原) 64-2411



新緑の季節になると、「茶摘み」(文部省唱歌)の歌を思い出す人もいるでしょう。たすぎがけにすげの笠のいで立ちで手摘みをする光景は、いまでは観光ポスターなどで見られなくなってしまうかもしれません。しかし、手摘みされた新茶を口にすると、うれしさは、いまま変わりません。

新茶

茶摘みの時期は場所によって違いますが、だいたい八十八夜あたりから最盛期になります。八十八夜というのは、立春から八十八日目のことで、今年は五月二日がその日に当たります。

新茶と呼ばれるのは、いわゆる一番茶のことで、四月の中ごろから六月初めくらいに摘んだ茶のことをいいます。最近では、保存・包装の技術が発達、普及し、新茶の味と香りを一年中楽しめるようになりました。



ところで、昭和四十年代の

後半から、日本茶は紅茶やウーロン茶に押されて、消費量が減ってきています。ピークが昭和四十八年度で、一人当たり年間千二十五グラムでしたが、平成二年度は一人当たり七百四十グラムになっています。

しかし、このところの健康志向で、お茶は自然がくれた最高の保健飲料として、再認識され始めています。

ところで、野にも山にも若葉が茂る季節に合わせて、三月から五月にかけて「国土緑化運動」が行われます。その中心となる行事が「全国植樹祭」です。今年は五月二十六日(日)に、京都府宇治市の「府民ふれあいの森」で開催されることになっています。